

○ 郵便入札の手引

1 郵便入札とは

郵送又は持参により入札書を提出する入札方法をいいます。

2 入札の参加方法について

郵便入札による入札への参加方法は次のとおりです。

(1) 郵送する場合

ア 郵送の方法

『一般書留』又は『簡易書留』による郵送となります。普通郵便やメール便など、その他の方法による入札は受付できません。

郵便入札では、**二重封筒（内封筒及び外封筒）を使用**します。この場合、入札書を封入する内封筒には「入札書」と朱書きの上、**入札の案件名及び日時を記入、参加者の名称を記名押印し、封かん（糊付け、封印）**します。

また、内封筒を郵送するための外封筒には「入札書在中」と朱書きの上、宛先及び差出人を記載します。

入札書の到達期限は、開札日の前日の午後5時までです。期限までに到達しない入札書は、無効（棄権扱い）となります。

なお、郵便入札に要する費用については、開札の結果にかかわらず、全て入札参加者の負担となります。

イ 郵送の宛先

郵送は次の宛先に、『親展』と記載して送付してください。

〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上1514番地
上天草市総務部監理課契約検査係担当者 宛

(2) 持参する場合

直接持参する場合は、郵送する場合の外封筒を省略できます。内封筒の記載要領や封かん等の方法は郵送する場合と同じです。

なお、提出期限は、特に指定する場合を除き、開札日の前日の午後5時までとします。提出期限後の受付はできません。

3 入札書の記載方法

「■入札にあたっての注意点」を御覧ください。

入札書の日付は、「入札書を持参して提出する日」又は「投函する日」のいずれかを記載してください。

4 入札書の取扱い

郵便入札された入札書は、外封筒を開封して内封筒を取り出し、開札まで厳重に保管します。郵送又は持参いずれの場合も、受付の際には内封筒の記載内容、封かん方法等の確認は行いません。

外封筒の開封時に内封筒がない場合又は開札時に内封筒が封かんされていない若しくは内封筒に記載された入札の案件名が不明確な場合、入札は無効となります。

本市に到達（受付）した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできませんので、十分確認の上、提出してください。

また、一度提出された入札書は返却しません。

5 入札の辞退について

入札を辞退する場合は、事前に監理課に電話にて連絡し、入札辞退届を書面で監理課に郵送又は持参にて提出してください。

なお、本市への入札書到達後、入札の辞退はできませんが、入札書が到達するまでに、入札辞退届を書面にて監理課に提出した場合は、入札を辞退することができます。

6 開札の立会い

郵便入札により到達（受付）した入札書等の開札は、当該案件の入札会において、入札参加者立会いのもと行います。

ただし、入札会に入札参加者の立会いがない場合は、入札事務に関係のない市職員が1人以上立ち会い、開札を行います。

7 再入札について

予定価格に達せず、落札者の決定に至らなかった場合は、再入札を行います。

郵便入札により入札した場合は、再入札に参加することはできません。

ただし、郵便入札による入札者又はその代理人が入札会に立会っている場合は、再入札に参加することができますので、事前に再入札書（代理人の場合は、併せて委任状）を準備の上、入札会に立ち会ってください。

8 同額入札の場合

開札の結果、落札となる金額の入札が複数ある場合は、くじにより落札者を決定します。開札に立会わない入札参加者のくじは、入札事務に関係のない市職員が行います。

9 入札結果の通知

入札結果は、入札終了後できるだけ速やかに、上天草市ホームページにて公表します。

10 異議の申立て

郵便事故等、市の責任ではない理由により入札書が到達期限までに到達しなかったことによる入札の無効やくじによる落札者の決定について、異議を申し立てることはできません。